

犬・猫  マイクロチップ装着費補助事業のご案内

令和4年6月1日に動物愛護管理法が改正され、個人飼養の犬・猫にもマイクロチップの装着が努力義務とされました。丸亀市では、飼養する犬・猫にマイクロチップの装着を推進し、所有者の責任を明確にするとともに、適正飼養や適正な管理を図ることにより、人と動物が終生にわたって安心して暮らせる社会づくりの実現を目的として、その費用の一部を補助します。



対象者 令和4年10月1日以降に犬・猫にマイクロチップを装着した方

令和4年6月1日から9月30日までに装着した場合は、
令和4年10月1日から起算し60日以内（11月29日）までの申請が対象となります。

要件 次のすべてに該当していること

- 丸亀市内に住所を有する個人であること（但し、動物取扱業を営む者は除く）
- 獣医療法に基づく診療施設の開設届出をしている動物病院において実施していること
- **環境省データベース（※1）への所有者情報登録が完了していること（有料（※2））**
- 生後91日以上の犬は、狂犬病予防法の規定に基づく登録及び狂犬病の予防注射を受けていること
- 申請者は市税の滞納をしていないこと
- マイクロチップ装着後**60日以内の申請**であること

ただし、令和4年6月1日から9月30日までに装着した場合は、10月1日から起算します

（※1）環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会のウェブサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」
（※2）環境大臣指定登録機関への登録料は、オンライン登録は300円、用紙による登録は1000円

補助金額 3,000円 又は、装着に要した費用のいずれか低い額
・ 年度内において1世帯につき犬又は猫のいずれか1頭であること

手続きに必要なもの

- 申請書 窓口で配布のほか、市HPからダウンロードできます
- 領収書 申請者がマイクロチップ装着費を負担したことを証するもの
- 登録証明書の写し 環境大臣指定登録機関（※1）が発行したもの
オンライン申請の場合は電子ファイル（PDF形式）を印刷したもの
- 申請者名義の通帳 ゆうちょ銀行は他の金融機関とのお取引が可能な口座



受付期間 令和4年10月3日から ※ 装着後、速やかに申請ください。申請期限に注意ください
※ 予算がなくなり次第終了となります

環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」 [登録はこちらから](#)

ウェブサイト : <https://reg.mc.env.go.jp/>

コールセンター : 03-6384-5320 (受付時間 8:00~20:00 ※土日祝日可)



● よくあるご質問 ●

- Q1 マイクロチップが装着されている犬・猫を譲り受けました。補助の対象となりますか？
- A 対象外です。補助対象となるのは、犬・猫にマイクロチップを装着させた方本人に限ります。
(この場合、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」ウェブサイト等で所有者の変更届が必要です)
- Q2 ペットショップで犬・猫を購入したときに、料金の中にマイクロチップ装着費用が含まれていました。補助の対象になりますか？
- A 対象外です。補助対象となるのは、犬・猫にマイクロチップを装着させた方本人に限ります。
- Q3 令和4年6月以降にマイクロチップを装着し、環境省データベースへの登録も完了しています。補助の対象になりますか？
- A 10月1日から60日以内(11月29日)までの申請は補助対象となります。
- Q4 令和4年6月以降にマイクロチップを装着し、10月に環境省データベースに登録しました。補助の対象になりますか？
- A 10月1日から60日以内(11月29日)までの申請は補助対象となります。
- Q5 令和4年5月にマイクロチップを装着し、6月以降に環境省データベースに登録しました。補助の対象になりますか？
- A 対象外です。6月1日以降に装着したものが対象となります。
- Q6 令和4年6月以前からマイクロチップを装着し、民間登録団体に登録していました。6月以降に環境省データベースに移行登録しました。その登録料は補助の対象になりますか？
- A 対象外です。装着費用のみ対象で、環境省データベースへの登録料などは対象外です。
- Q7 マイクロチップが装着されている犬を譲り受け、丸亀市へ登録すると登録手数料3000円を負担しました。補助の対象となりますか？
- A 対象外です。装着費用のみ対象です。
(環境省データベースへの登録と狂犬病予防法に基づく自治体への登録は別です。)
- Q8 生後91日に到達していない犬にマイクロチップを装着しました。丸亀市へ登録と狂犬病予防注射はまだできません。補助の対象となりますか？
- A 対象となります。ただし、生後91日以降に丸亀市への登録と予防注射を忘れずにしてください。

問合わせ・申請先

丸亀市役所	3F 生活環境課	0877 - 24 - 8809	大手町二丁目 4-21
綾歌市民総合センター	市民生活担当	0877 - 86 - 5510	綾歌町栗熊西 1638
飯山市民総合センター	市民生活担当	0877 - 98 - 7953	飯山町川原 1114-1